

育児休業についての行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、行動計画2期目にあたり実績を基に次の目標に向けて行動を策定する。

1. 計画期間

令和7年1月1日 ～ 令和9年12月31日までの3年間

2. 内容

目標1:

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険免除などの両立支援諸制度の周知や情報提供を行う。

対策

令和7年4月 ～ 諸制度に関するパンフレットを作成し社員に配布
新卒及び中途採用者に両立支援諸制度の情報提供を行う。

目標2:

男性社員を対象にした、育児休業制度の利用を促進するための資料などの周知を行い、男性の育児休業取得を実現する。

対策

令和7年4月 ～ 男性の育児休業取得を促進するための資料等の周知
令和7年4月 ～ 男性の育児休業取得の100%を目指す。
育児休業の1か月以上取得の実現。

目標3:

育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、チーフ、リーダーの研修を行う。

対策

令和7年4月 ～ 研修内容の検討
令和7年5月 ～ 研修の実施
令和7年5月 ～ 新任チーフ、リーダー研修の実施（定期的）